

## クラウドクレジット・ファンディング合同会社

2021年1月18日

### マイクロローン事業者ファンドシリーズ運用状況につきまして

(2020年12月期)

投資家のみなさまにおかれましては、平素より格別のお引立てを賜り誠にありがとうございます。

マイクロローン事業者ファンドシリーズ（以下、「対象ファンドシリーズ」という。）につきまして、運用状況のご報告をさせていただきます。

#### 【本レポートの要旨】

- 2020年12月、Crowdcredit Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」という。）は、本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、「IDF社」という。）より、同社の足元の流動性等を踏まえて今後の返済スケジュールを見直し、毎月の返済額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。
- 本営業者グループ会社は、IDF社ならびに IDF社傘下のロシアおよびカザフスタンの事業会社の経営陣との電話会議およびメールのやりとりから得た情報を精査のうえ、IDF社が合理的な範囲で早期に返済を終えるよう努力することを前提として、上記の要請に応じることにいたしました。
- 2020年12月期（分配日：2021年1月18日）以降、IDF社は、本営業者グループ会社と今般合意した新たな返済スケジュールに基づいて毎月の返済を行い、本営業者であるクラウドクレジット・ファンディング合同会社は、対象ファンドのうち2020年7月期に当初満期を予定していたものをはじめとして、延長期間の長いものから順次、分配を行ってまいります。

#### 【対象ファンドシリーズの概要】

クラウドクレジット・ファンディング合同会社（以下、「本営業者」という。）が本件匿名組合契約に基づく出資金を本営業者のグループ会社である Crowdcredit Estonia OÜ（以下、「本営業者グループ会社」という。）に貸付け、本営業者グループ会社はこの借入金を原資として本件債務者である IDF Holding Limited（ロシア、カザフスタンで個人向けローンの貸付けを行う事業者のキプロス籍の持ち株会社。以下、グループを総称して、または持ち株会社を個別に、「IDF社」という。）に貸付けを行いました（「案件①」）。また、対象ファンドの一部<sup>\*1</sup>においては、案件①に加えて、「案件②」として Mintos という P2P レンディングプラットフォームを介して、ジョージア（旧グルジア共和国）の会社 Creamfinance Georgia LLC の取り扱う個人向けローンの購入を行いました。

\*1 以下の各ファンドを指します:

- 【ブラジルリアル建て】 マイクロローン事業者ファンド 15~19 号、
- 【ユーロ建て】 マイクロローン事業者ファンド 9, 10 号、
- 【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 1~3, 5, 7, 12~16 号、
- 【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 48~51 号、
- 【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 15~16, 24, 26, 28, 30~36 号。

### 【対象ファンドシリーズのこれまでの状況】

上記の案件①において、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきまして、最長6か月の契約期間の延長を行いました。その後、IDF社は本営業者グループ会社に対し、契約期間延長後の期日通りに契約期間延長分の利息を含めた元本および利息の返済を行ってまいりました。これにより、2020年10月期（同年11月払い）の分配によって当初満期2020年4月期の対象ファンドが、また、2020年11月期（同年12月払い）の分配によって当初満期2020年5月期および2020年6月期の対象ファンドがそれぞれ償還を迎えました。

なお、2020年10月期の分配以降は、対象ファンドシリーズの平等性の観点から、延長後の経過期間が長いファンドより順次分配を行わせていただいております\*2。このため、2020年10月期、2020年11月期および2020年12月期に当初満期を予定しておりました対象ファンドにつきましても、契約期間の延長を行いました。

2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドを延長した経緯につきましては、下記【補足：2020年9月期以前の延長経緯】をご覧ください。

\*2 本営業者は、匿名組合契約に基づく分配方法につきまして、本営業者が正常先とする実質的な貸付先に融資を行い、かつ、合同運用を行うファンドシリーズのうち、延長中のファンドを含むものは、平等性の観点から、既に延長中かつ延長後の経過期間が長いファンドから順次分配を行うべきと判断いたしました。これを受けまして、2020年10月期の分配以降、対象ファンドシリーズにおいても延長中のファンドが期間を跨いでございますため、上記判断に基づいた分配方針へと変更をさせていただいております。詳しくは2020年11月16日付「マイクロローン事業者ファンドシリーズ延長解消に向けて（2020年10月期）」をご覧ください（<https://platform.crowdcredit.jp/operation/entry/1240/17>）。

### 【今回のご報告内容：IDF社から本営業者グループへのローン返済について】

この度、IDF社から本営業者グループへのローン返済スケジュールについて見直しを行いました。その経緯は次の通りです。

2020年12月に入り、IDF社より、同社の足元の流動性が、①上記の契約期間延長により定めた返済

および②今後訪れる当初満期の返済を同時に履行するのに十分ではないため、毎月の返済および経過利息（当初満期までの利息に加え、延長期間中に発生する利息も含む）の支払いは継続するものの、毎月の返済金額を一定の範囲内に抑えたい旨の要請を受けました。

かかる要請を受け、本営業者グループ会社は、IDF 社ならびに IDF 社傘下のロシアおよびカザフスタンの事業会社の経営陣との電話会議およびメールのやりとりを通して、下記を確認しました。

1. IDF 社の足元の状況として、事業自体はロシア・カザフスタンともに大きく悪化していないものの、新規に投資家から調達した資金に使用制限があり、既存借入への返済に充てられないこと。このため、本営業者グループ会社への返済に対して十分な資金の流動性がないこと
2. IDF 社は、資金流動性確保のため、グループでの社債調達および新規投資家からの資金調達を積極的に行う方針であり、それらの調達が出来次第、本営業者グループ会社へローンを返済する努力を継続すること
3. IDF 社は、本営業者グループ会社への報告義務として、これまで定期的に提出してきた財務諸表等を今後も提出することに加えて、次の約束をすること：(1) ロシアおよびカザフスタンでそれぞれ貸付けたローンの内訳を分析できるようなポートフォリオデータを毎月提出すること、ならびに、(2) 事業計画の見通しと実績を四半期ごとに提出すること

本営業者グループ会社は、上記の情報を精査した上で、IDF 社の要請を受け入れることにいたしました。

### 【今回のご報告内容：対象ファンドの分配について】

上記、IDF 社から本営業者グループへのローン返済スケジュールを見直したことに伴い、本営業者は、対象ファンドシリーズの分配スケジュールを再度変更いたします。

2020 年 12 月期においては、本営業者グループ会社が IDF 社の要請を受け入れたことを踏まえ、本営業者グループ会社は IDF 社より、一定の範囲内に抑えた返済金額を受領しました。本営業者グループ会社はかかる資金を本営業者に返済し、本営業者はそれを原資として、2021 年 1 月 18 日に 2020 年 7 月期に当初満期を予定していた対象ファンド（別表「A」欄参照）に分配させていただきました。

なお、2021 年 1 月期について、本営業者グループ会社は IDF 社よりすでに返済金の一部を受領しました。残る返済金についても受領を完了すれば、対象ファンドのうち、当初満期を 2020 年 7 月期に予定していたものにつきましては、2021 年 1 月期（2021 年 2 月払い）の分配で償還となる予定です。

2020 年 8 月期から 2020 年 12 月期に当初満期を予定していて、順次延長を行った対象ファンド（別表「B」～「F」欄参照）については、当初満期を 2020 年 7 月期に迎えた対象ファンドの償還後に、IDF 社より本営業者グループ会社への返済がある都度、延長後の経過期間が長いものから順次分配を行います。

す。

今後当初満期が到来する対象ファンド（別表「G」欄該当）については、2020年12月期までに当初満期を迎える対象ファンド（別表「A」～「F」欄該当）がすべて償還するまでのあいだ、順次契約期間を延長し、延長後の経過期間が長いファンドより順次分配を行います。

いずれの対象ファンドにつきましても、償還より前に契約期間を満了することが見込まれる場合には、都度契約期間の再延長を行います。

なお、IDF社からの追加返済等により、契約延長期間を待たずに対象ファンドシリーズの分配原資が本営業者グループ会社から本営業者に返済され、すべての資金が投資家のみなさまに分配された際は、その日から1か月を経過した日において、契約の終了とさせていただきます。

### 【補足：2020年9月期以前の延長経緯】

2020年4月22日、本営業者はIDF社より、2020年4月期分配の原資となるローンの元本返済期限延期を希望する申し出を受領しました。これは、IDF社が貸付事業を行うロシアおよびカザフスタンにおいて、それぞれの国で新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大を背景とした政府令（モラトリアム施策）が出され、民間の融資の返済については一定期間利払いを停止し、元本の返済期限を延期するよう要請されたことを踏まえて、IDF社が手元流動性を確保するための申し出であり、本営業者はこれを承諾しました。

その後、IDF社は、ロシアではモラトリアム施策の影響をあまり受けなかったものの、カザフスタンでの債権回収が小さくない影響を受けました。このため、本営業者はIDF社より、再度、元本返済期限の延期を希望する申し出を受けました。本営業者は上記2か国の政府令の影響やIDFの債権回収状況を確認のうえ、2020年4月期から2020年9月期に当初満期を予定していた対象ファンドシリーズにつきまして、最長6か月間の延長を行いました。

なお、IDF社がカザフスタンでの債権回収で小さくない影響を受けた背景には、同国では2020年6月15日にモラトリアム施策が終了したものの、その適用申請者がロシアと比べて広範に及んだこと、および、2020年7月下旬から8月17日にかけて主要都市で二度目のロックダウン（経済封鎖）が行われたことがあります。

引き続き、ご理解のほど何卒よろしくお願い申し上げます。

### 【別表】

A	【ブラジルリアル建て】マイクロローン事業者ファンド15号
	【ブラジルリアル建て】マイクロローン事業者ファンド16号
	【円建て】マイクロローン事業者ファンド12号
	【円建て】マイクロローン事業者ファンド13号

	<p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 35 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 15 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 31 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 33 号</p>
B	<p>【ブラジルリアル建て】 マイクロローン事業者ファンド 17 号</p> <p>【ブラジルリアル建て】 マイクロローン事業者ファンド 18 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 1 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 15 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 17 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 36 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 37 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 48 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 49 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 16 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 35 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 37 号</p>
C	<p>【ブラジルリアル建て】 マイクロローン事業者ファンド 19 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 2 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 3 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 39 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 41 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 50 号</p> <p>【ロシアルーブル建て】 マイクロローン事業者ファンド 51 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 39 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 41 号</p>
D	<p>【ユーロ建て】 マイクロローン事業者ファンド 9 号</p> <p>【ユーロ建て】 マイクロローン事業者ファンド 10 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 5 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 7 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 43 号</p> <p>【円建て】 マイクロローン事業者ファンド 45 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 43 号</p>
E	<p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 24 号</p> <p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 26 号</p>
F	<p>【米ドル建て】 マイクロローン事業者ファンド 28 号</p>

	【米ドル建て】マイクロローン事業者ファンド 30号
G	A～F以外の運用中のマイクロローン事業者ファンド

会社概要（クラウドクレジット・ファンディング合同会社）

【代表社員】 クラウドクレジット株式会社

【設立年月】 2016年3月

【資本金】 1,000,000円

【住所】 東京都中央区日本橋茅場町一丁目8番1号